

今開かれている国会には、臨教審継続立法や初任研導入、教員免許の改悪をめざす学校教育法や教員免許法の「改正案」などの臨教審関連法案が目白おしです。

一方昨、年末の12月24日に答申された教育課程審議会の答申をうけて、学習指導要領の改定作業もスタートします。今回は答申の中味を3人に分析していただきました。

## ① 総論

佐々木 享

### 1. 審議経過

今回の答申(87年12月)に基づく改訂学習指導要領は、中学校は1993年度から全面的に、また高校は1994年度から学年進行で実施する予定とされている。従来の改訂学習指導要領の実施年度は以下の如くであった。

下記のかっこ内は学習指導要領の改訂年次である。学習指導要領は、従来はほぼ10年をめぐり改訂されてきた。今回いくらか遅れているのは、戦後教育の総決算を標榜した

臨時教育審議会(臨教審)の動向を見定める必要があったからであろう。

ただし、臨教審答申の影響を単純に過大に評価するのは間違いである。文部省の意向は臨教審とくに初等中等教育を扱ったその第二部会の活動に対して、大きく影響していたからである。国歌、国旗の教育上の位置づけの強調などはその典型的な例である。

なお、答申の骨格をまとめた「中間まとめ」(86年10月)までは少数の委員で審議した。これら少数委員は教科の専門家ではないから「中間まとめ」は文部省の教科調査官らの意向でまとめられたとみてよい、とは後からくわわった某委員の言である。

「中間まとめ」以後に委員が増員され、各委員は各教科等に分属されて個々の教科等を審議した由。高校の社会科学解体、地歴科、公民科の新設が87年10月以降に強引に決められたこと、このため、教課審の審議と平行して学習指導要領改訂作業を

	前回改訂		今次改訂	
中学校	1962 (1958)	1972 (1969)	1981 (1977)	1993 (1988?)
高校	1963 (1960)	1973 (1970)	1982 (1978)	1994 (1989?)

	教課審(前回)	教課審(今回)	臨教審答申
諮問	73年11月	85年9月	諮問 84年9月 第一次 85年6月
中間まとめ	75年10月	86年10月	第二次 86年4月
審議のまとめ	76年10月	87年11月	第三次 87年4月
答申	76年12月	87年12月	第四次 87年8月

はじめていた高等学校学習指導要領の改善に関する調査研究協力者会議の社会科の主査・朝倉隆太郎氏（現代社会・上越教育大）と平田嘉三氏（世界史・広島大）が辞任したことはよく知られている。

## 2. 教課審答申の重要な論点

いったん提出された答申は、審議の経過にかかわらずそれ自体として機能する。そこで、今回の答申中の重要とおもわれる若干の論点を以下に列挙してみる（順不同）

### (1) 幼稚園から高校までの一貫した改訂

今次答申が従来と異なる点の一つは、「幼稚園教育要領」と（前回改訂は1964年3月）をほぼ25年ぶりに改訂することである。答申は現行の6領域（健康、社会、自然、言語、音楽リズム及び絵画製作）を、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域に再編している。「人間関係」の登場にみられるように、幼稚園においても道徳教育の色彩が強められていることが注目される。かくて、幼稚園から高校にいたる教育体系全体を通して道徳教育が強化されることになる。

### (2) 小学校低学年に「生活科」を新設

答申は、小学校第1・2学年の社会科と理科を廃止して、「生活科」を新設するとしている。従来から、小学校低学年の教科を細分化することには疑問が提起されてきた。低学年の教育課程を国語、算数を中心とした少数の教科のみとする例は外国にも多く、わが国でも小学校令時代（1940年まで）はそうであった。今次答申が1・2学年の国語の時間数を若干増加させているのはこれらの例にそったものといえる。しかし算数の時間数を変えないままで、社会、理科を廃止して生活科をつくるという発想は、基礎教育の拡充ではなくしつけをふくむ道徳教育拡充の一環としてみなし得るようにおもわれる。

### (3) 国歌・国旗についての指導の徹底

前回（中学校では69年改訂、高校では70年

改訂）の学習指導要領では、国民の祝日などには「国旗を掲揚し、『君が代』を斉唱させることが望ましい」とされていた。これ自体問題ではあるが、この段階では、「君が代」を国歌であると強弁してはなかった。ところが現行学習指導要領は、「国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」とし、わが国では制度的に「君が代」を国歌として定めたことはないにもかかわらず、これを国歌にしてしまった。今次答申では「国旗を掲揚し国歌を斉唱することを明確にする」としている。つまり現行の「が望ましい」を削除するつもりなのである。

なお国旗、国歌については上記の儀式的のほか、小・中学校の社会科でその意義について理解させ、それらを尊重する態度を育ててしている。私たちは国旗を「君が代」と同列に扱うことはできないが、今次答申が国旗、「君が代」の扱い重視をとおして、国家主義、天皇尊重主義をいちだんと強化していることには注目する必要がある。

### (4) 高校における社会科の解体、地歴科、公民科の新設

今次答申は、戦後新教育を象徴する教科の一つである社会科を地歴科と公民科とに解体することを、強引に決めた。文部省もさすがに徳目主義の道徳教育は高校にはなじまないとみており、高校には「道徳」の時間は特設されていないが、公民科となるといちだんと道徳教育の色彩が強められるおそれがある。

### (5) 中学校における習熟度別指導の導入と選択教科の拡大

今次答申の中学校の部分での最も注目される改革は、選択教科を増加したこと、選択教科にあて得る時間数を増加したこと、および第2学年の音楽、美術、第3学年の社会、理科、保健体育および技術・家庭について授業時間数に弾力性をもたせたことである。重要な改訂点なので、あとでもう一度ふれる。

さらに中学校については、「Ⅱ 教育課程

の基準の改善の関連事項」の中で「学習内容の習熟の程度に応じ、……個別指導やグループ別指導あるいは学級の枠を越えて学習集団を弾力的に編成する等の工夫……が必要である」とのべ、習熟導入別指導を推奨していることが注目される。（目立たないところにのべられているので注意を要する。）学級あたりの生徒数や教員定数など学習指導の基本的条件を改善しないで、選択教科の導入と相まって差別と選別の体制を強化しようとしているのである。

#### (6) 高校における普通科目の多様化と選別体制の強化

高校の国語、数学等の普通教育に関しては、がんらい教科内で選択制をとっているために科目数は多いのだが、今次答申はこれを現行の43科目からいっきょに60科目に増やしている。しかも、これら普通教育に関する教科においても、学習指導要領に掲げられていない「その他の科目」を設けることを認めている。これもかつてないことである。

こうして高校の教育課程は徹底して多様化されることになる。そのなかで、地歴および理科の各科目には、進学希望者向けのB科目、就職希望者向けのA科目が作られることになっているから、現実には、進学・就職を軸とした多様なコースが設定されることになる。

#### (7) コンピュータ教育の強化

今次答申の重要な特徴の一つは、「各教科・科目等の共通的な改善方針」の中に情報化への対応策の強化を掲げ、これを重視していることである。そこでは、「社会の情報化に主体的に対応できる基礎的な資質を養う観点から、情報の理解、選択、処理、創造などに必要な能力及びコンピュータ等の情報手段を活用する能力と態度の育成が図られるよう配慮する」とのべている。具体的には、中・高校の数学と理科においてコンピュータの指導につき配慮するとされ、また、中学校

の技術・家庭科には「情報基礎」という新領域が、また高校の数学には「数学C」というコンピュータに関する新科目が設けられる。また、高校の「家庭一般」女子必修方式解体に伴って新設される「生活技術」の内容の一部にも情報処理がふくまれている。

「情報化」への対応を強調し、学校教育へのコンピュータ導入を促す圧力は、教課審答申に限らずさまざま。教育の論理で入ってくるわけではないから、どの教科にせよ、結局はコンピュータの扱い方に馴れさせる域を出ないようにおもわれる。

#### (8) 高校の「家庭一般」

女子差別撤廃条約に抵触するとして、「家庭一般」女子必修方式は解体される。自由選択制の科目にはならず、男女ともに、「家庭一般」、「生活技術」、「生活一般」の3科目から1科目（4単位）を必修させることとされた。「生活技術」には電気・機械および情報処理に関する内容もふくまれるが、これらは園芸の内容で代替できる。また「生活一般」については当分の間半分（2単位分）を情報に関する内容や体育で代替できる。いずれによせ、中途半端のそしりをまぬがれない。全くの自由選択制にするのでないのであれば、きちんとした技術教育あるいは職業教育の基礎と対にすること、そして技術・職業の基礎科目と家庭一般とともに必修化することを将来の課題とする必要があるようにおもわれる。

### 3. 中学校・高校学校における授業時間の弾力化と選択制教科・科目の拡充

教育課程における教科・科目の構成やその授業時間数という点からみると、中学・高校についての今次答申のおそらく最も重要な特徴は、現行以上に授業時間数の弾力化を認める措置を拡大し、選択制の教科・科目を大幅に増加させていることである。普通教育科目の時間数の弾力化は、現行の高校学習指導要

領で初めて容認されたが、今次答申はこの措置を中学校にも適用しているのです。

こうした措置をとることについて教課審答申は、「おおむね中学校高学年の段階から生徒の能力・適性等に応じることができるように多様な内容を用意して、漸次、選択履修の幅を拡大していくよう」にするのだとのべている。具体的には、中学校については、①第2学年の音楽、美術、第3学年の社会、理科、保健体育、技術・家庭の6教科、および各学年の特別活動の時間数を弾力活動し、②選択制の教科については、外国語のほか、3学年では国語、社会、数学、理科の4教科について選択科目としての時間を設け得るとし、さらに、現行では3学年のみとなっている技術・家庭、音楽、美術、保健体育の選択の時間を2学年にも設けるとしている。③そのうえ、中学校でも熟練度別学習が推奨されているから、中・大規模学校で以上のような弾力化、選択制をとり入れるとなると、かなり複雑なカリキュラムができることになる。

高校についても、多様化は促進されている。すなわち高校の普通教育に関する教科に属する科目数は、数学(6科目)と保健体育(2科目)、芸術(12科目)が変らないだけで、その他の教科は国語5→8、社会6→9(地歴6、公民三)、理科6→13、外国語5→7、家庭1→3、と軒なみに増加している。しかもこれら学習指導要領に掲げられる科目のほか各教科とも「その他の科目」を設けることができる、という新制高校発足以来かつてなかった措置も認められている。かくて、各高校の教育課程表はかつてない程に多様化されることになる。

「能力、適性等」に応ずる多様化は従来からいわれてきた。これをいっきに拡大した背景には臨教審答申があるわけであるが、中学校をこのように多様化することについて、教課審答申は、「中学校段階が生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化が一層進む時期

にあること及び今日の高等学校への進学状況や中学校教育の果すべき役割などを考慮し、中学校教育を中等教育の前期としてとらえ直す視点をこれまで以上に重視する」からだとのべている。これだけではわかりにくいのが、この点では、今回の教課審への諮問に際して初中局長が諮問理由補足説明のなかで、「中学校の教育内容については、これまで義務教育の最終段階という観点から、中学校修了時点で完結することが強く意識されておりましたが、今日の高等学校への進学率からみると中学校教育を中等教育の前期としてとらえる考え方を重視し、高等学校教育との一層の一貫性を図る必要がある」とのべていたことが注目される。つまり、高校進学率90%台の時代だから、高校の多様化に中学校をも連動されるというわけである。

しかし、すでに進学率90%時代に入っている前回の教課審答申(76年12月18日)の認識は違っていた。そこでは「高等学校が大部分の青少年を教育する国民教育期間としての性格を強めていること」に注目し、そこから「小学校、中学校及び高校学校の教育を一貫的にとらえ」ることを強調していた。それ故に、「小学校及び中学校についてはおおむね基礎的・基本的な内容を共通に履修させる段階として位置づけ」、かつこの考えを高校1年にも適用し、選択制は高校の中学年以降において強化するものとしていたのである。

国民教育化した中等教育についての認識がこのように大きく変わった背景には、国家主義的道德教育と選別体制強化によって先行き不透明な時代を生き抜こうとする独占資本の要求がある、と私にはおもえる。こうしたなかで、技術・家庭科は現行以上に時間数が削減されるなどの危機にさらされている。

高校職業学科については、雑誌『教育』(国土社)の臨時増刊号で詳しくのべたので参照して欲しい。(名古屋大学)